

川崎南法人会だより KAWASAKI

No.251

2013 1



新年のご挨拶	2
平成24年度 納税表彰式	4
平成25年度 税制改正に関するアンケート調査結果	5
海外研修旅行	9
法人会の活動報告	10
身近な法律相談	12
相続対策は健康診断から	13
～大動脈瘤のカテーテル治療～	14
新入会員のご紹介・行事予定	15

表紙デザイン:川崎総合科学高等学校 デザイン科 照井 沙織
写真:川崎大師平間寺 提供 (初詣)

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852-8904
FAX:044-245-0023

新年のご挨拶

川崎南法人会 会長 橋本 淳子



新年明けまして、おめでとうございます。

新春を迎え、謹んで会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、関係各位の深いご理解と温かいご支援を賜り、また、会員の皆様にも会活動の充実と発展に多大なご尽力を頂きまして心から厚くお礼を申し上げます。

昨年の経済の動向は、景気は持ち直してきているといわれるものの、自立的な回復基調とは程遠く、大部分の中小企業にとって引き

続き大変厳しい年でありました。

さて、私ども川崎南法人会は、「よき経営者を目指す者の団体」として、また民間における税のオピニオンリーダーとして、様々な活動を行っています。

昨年の当法人会は定例の会活動のほか、税の啓発活動、将来を担う学童に対する租税教育、社会貢献事業等充実した年でもありました。

特に、事業委員会、女性部会が中心になり、「第10回米海軍第七艦隊音楽隊コンサート」を川崎市教育文化会館で開催し、約1,600名の参加をいただき、幕間には川崎南税務署の正治署長が市民の皆様にe-Taxの普及推進をPR。また、租税教育にも力を入れ、7月の租税教室をはじめ、小学校の低学年を対象に、わくわくプラザ租税教室を開催し、来場の子ども達に税の大切さを伝えました。

そして、「幸区民まつり」、「かわさき市民まつり」では、参道ブースで、一般来場者（小学生とその親）を対象に「パソコンによる税金クイズ」及び税に関する絵はがきコンクールを実施し、参加者にはノート等を配布し、税の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図ることを目的として開催いたしました。

これらの諸行事が地域の皆様方に喜びいただけたとすれば、ひとえに関係各機関のご協力の賜物であり、役員をはじめ会員の皆様のご尽力あつてのことと存じます。

さて、新しい公益法人制度改革も、去る8月22日に開催されました「神奈川県公益認定等審議会」におきまして、当会の公益移行申請につきまして審議され、「公益認定の基準に適合する」との答申を頂き、今年4月から公益社団法人 川崎南法人会への移行となる予定です。

今後は、法施行の下に更なる事業の公益性、透明性をもって、支部、部会、委員会活動の活性化を図り、更に地域社会への充実を図ることを役員一同総力をあげて取り組んでまいります。

結びになりますが、今年の新しい年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員皆様方の事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶

川崎南税務署 署長 正 治 文 人



新年あけましておめでとうございます。

平成25年の年頭に当たり、社団法人川崎南法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、橋本会長はじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別なご支援を賜り、本誌面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会の活動を顧みますと、各種研修会・講演会を通じた正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努められる一方、社会貢献活動としての「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」の開催や、租税教育活動として、わくわくプラザでの「租税教室」の開催など、地域に密着した活動にも積極的に取り組まれており、これもひとえに橋本会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の日頃からの御尽力の賜物であると、心から敬意を表する次第でございます。

また、貴会におかれましては、本年4月より公益社団法人へ移行されることとなっており、今後とも、より公益性の高い事業活動を積極的に展開していただきますよう、ご期待申し上げますとともに、これまで培った貴会との相互信頼・協調関係を更に深いものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、国際化・高度情報化の進展、経済取引の複雑・広域化など、著しく変化する中で、税務の仕事は一層複雑・困難なものとなっており、この様な状況の中、私ども税務行政に携わる者といたしましては、これまで培われた納税者からの信頼を維持しつつ、e-Taxの普及・拡大など「納税者サービスの充実」や「適正な課税と徴収の実現」を図っていきたいと考えておりますが、我々に与えられたこれらの重点課題を実現するためには、皆様方のご理解とご支援が是非とも必要であります。

どうか、会員の皆様方には、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が、会員の皆様方にとりまして、幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



梶川副会長に 国税局長表彰

11月1日(木)、都内のKKRホテル東京にて国税局長表彰受章式が行われ、川崎南法人会の梶川修司副会長が受賞されました。



梶川 修司
サツマ工業(株)

平成24年度 納税表彰式

神奈川県知事納税奨励者 表彰 受彰者



阿部 勝
(株)阿部石材店

去る11月13日(火)、川崎市産業振興会館に於いて、川崎南税務署管内の平成24年度納税表彰式が開催され、日頃から法人会活動に積極的に参加され税務行政に協力、納税道義の高揚と税務知識の普及に功績のあった方々に対して、署長表彰並びに感謝状が贈られた。

(敬称略 順不同)

川崎南税務署長 表彰 受彰者



小林 剛一
(株)川崎保険センター



中小路 信昭
 (株)ナカコウジ



会田 勝規
 (株)大勝工務店



篠塚 豊
 九重電気(株)



小俣 善久
 (株)小俣商店

川崎南税務署長 感謝状 受彰者

神奈川県公益認定等委員会より 公益認定を受ける！

当会では、昨年6月29日、神奈川県に対して、公益申請を提出。同年8月22日に神奈川県公益認定等委員会から、「公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である」と答申を受ける。

今年の4月1日に移行登記を予定し、新たな公益社団法人川崎南法人会としてスタート致します。

会員及び役員の皆様にはご理解・ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

平成25年度 税制改正に関するアンケート調査結果

期 間：平成24年3月19日～5月18日

回答総数：9,816件

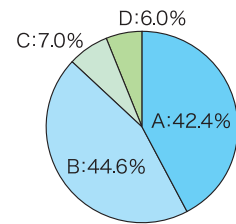
Q1

消費税増税案

一体改革大綱では、社会保障の安定財源確保と財政健全化を達成するため、消費税率を2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へと段階的に引き上げることにしています。この一体改革における増税案についてどのように考えますか。

- A. 賛成である C. わからない
B. 反対である D. その他

	A	B	C	D	合 計
回答数	4,149	4,360	688	588	9,785
占 率	42.4%	44.6%	7.0%	6.0%	100.0%



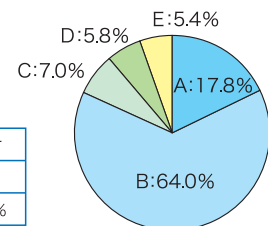
Q2

社会保障の給付と負担の方向性

一体改革では、社会保障について安定財源を確保し機能強化を図るとしています。今後の国民負担のあり方についてどのように考えますか。

- A. 負担が上昇してでも、現行の給付水準を維持する
B. 現行の負担に合わせて、給付水準も見直す
C. 北欧諸国のように高福祉・高負担をめざす
D. わからない
E. その他

	A	B	C	D	E	合 計
回答数	1,739	6,267	685	565	530	9,786
占 率	17.8%	64.0%	7.0%	5.8%	5.4%	100.0%



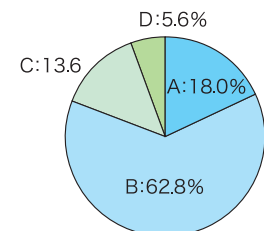
Q3

一体改革後のさらなる増税の必要性

2020年度に基礎的財政収支の黒字化を図るとい政府の財政健全化目標を達成するためには、今回の一体改革での消費税率10%への引き上げに加えて、さらなる増税が必要との指摘が出ていますが、どのように考えますか。

- A. 賛成である C. わからない
B. 反対である D. その他

	A	B	C	D	合 計
回答数	1,765	6,141	1,334	545	9,785
占 率	18.0%	62.8%	13.6%	5.6%	100.0%



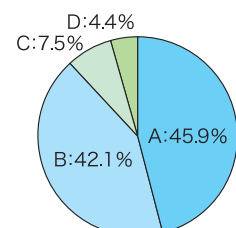
Q4

消費税の目的税化

一体改革大綱では、消費税収（国分）は全額を年金・医療・介護・少子化対策の社会保障4経費に充てることを明確化（社会保障目的税化）するとしていますが、どのように考えますか。

- A. 消費税の使途を社会保障給付に限定することに賛成
B. 使途を限定すると財政の硬直化を招くので反対
C. わからない
D. その他

	A	B	C	D	合 計
回答数	4,480	4,110	733	430	9,753
占 率	45.9%	42.1%	7.5%	4.4%	100.0%



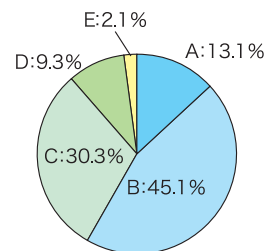
Q5

逆進性対策

消費税率10%に改定後、番号制度定着を念頭にその低所得者対策として税金還付と現金給付を組合わせた給付付き税額控除を導入するとしていますが、どのように考えますか。

- A. いわゆる逆進性対策の観点から賛成
- B. 低所得者対策は他の方法で行うべきであり反対
- C. 共通番号制度の導入後、改めて検討すべき
- D. わからない
- E. その他

	A	B	C	D	E	合計
回答数	1,284	4,408	2,963	909	209	9,773
占率	13.1%	45.1%	30.3%	9.3%	2.1%	100.0%



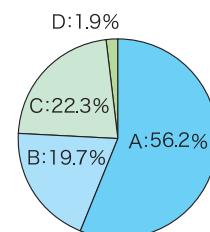
Q6

免税点、簡易課税制度

免税点制度や簡易課税制度の特例は、中小事業者の事務負担等に配慮し、現行制度は維持するものの、「一部新設法人の免税点」や「みなし仕入れ税率の水準」などを見直すとしていますが、どのように考えますか。

- A. 特例制度の見直しは必要
- B. 特例制度の見直しは不要
- C. わからない
- D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	5,476	1,921	2,169	182	9,748
占率	56.2%	19.7%	22.3%	1.9%	100.0%



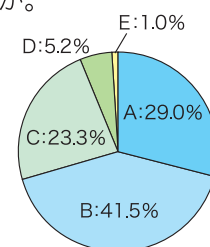
Q7

価格転嫁

消費税率が10%に引き上げられた場合、貴社では適正な転嫁が可能ですか。

- A. 転嫁は可能である
- B. 適正な転嫁が可能か懸念される
- C. 転嫁は困難である
- D. わからない
- E. その他

	A	B	C	D	E	合計
回答数	2,839	4,055	2,278	505	101	9,778
占率	29.0%	41.5%	23.3%	5.2%	1.0%	100.0%



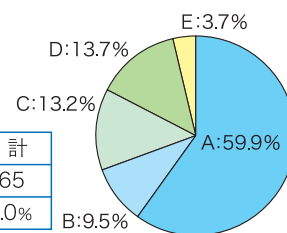
Q8

国と地方の税源配分

国と地方の税源配分については、2015年以降、消費税率10%に引き上げられ、うち地方消費税に2.2%が配分されますが、どのように考えますか。

- A. 地方消費税の配分割合を高め、より地方に手厚くすべき
- B. 地方よりも財政の厳しい国への配分を高めるべき
- C. 今回決まった配分でよい
- D. わからない
- E. その他

	A	B	C	D	E	合計
回答数	5,849	930	1,292	1,336	358	9,765
占率	59.9%	9.5%	13.2%	13.7%	3.7%	100.0%



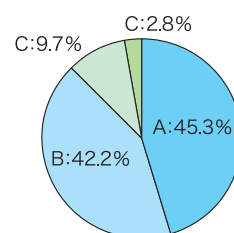
Q9

所得再分配機能の回復

所得税については、高所得者にさらなる負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進めることとしていますが、どのように考えますか。

- A. こうした改革に賛成
- B. 課税強化につながるので反対
- C. わからない
- D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	4,421	4,113	949	270	9,753
占率	45.3%	42.2%	9.7%	2.8%	100.0%



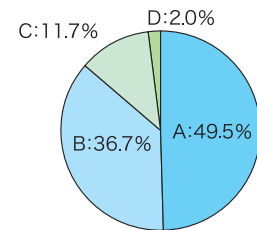
Q10

最高税率の引き上げ

現行の所得税の税率構造に加えて「課税所得が5,000万円について45%の税率を設ける」最高税率の引き上げを行うとされていますが、どのように考えますか。

- A. 最高税率の引き上げに賛成 C. わからない
B. 最高税率の引き上げに反対 D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	4,837	3,586	1,145	190	9,767
占率	49.5%	36.7%	11.7%	2.0%	100.0%



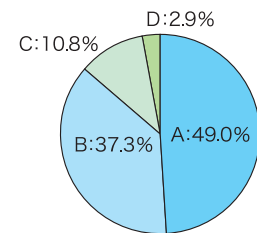
Q11

年金課税の見直し

年金課税のあり方についても、年金の給付水準や負担のあり方など今後の年金制度の方向性を踏まえ見直していくとしています。どのように考えますか。

- A. こうした改革に賛成 C. わからない
B. 課税強化につながるので反対 D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	4,777	3,644	1,065	280	9,757
占率	49.0%	37.3%	10.8%	2.9%	100.0%



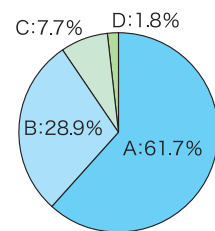
Q12

法人税のさらなる引き下げ

復興特別法人税課税期間が終了する2015年度以降、実効税率が引き下げられることになります。その後の法人税率のさらなる引き下げについてどのように考えますか。

- A. 欧州・アジア所要国に比してまだ高く、税率をさらに引き下げる
B. 減税財源確保の困難などから、さらなる税率引き下げは見送る
C. わからない
D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	6,000	2,812	745	171	9,728
占率	61.7%	28.9%	7.7%	1.8%	100.0%



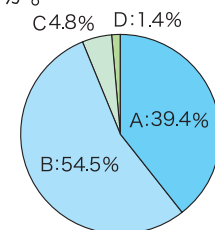
Q13

相続税の課税強化

相続税については、資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、平成23年度税制改正に盛り込まれていた基礎控除の縮小、最高税率の引き上げなどの見直しを一体改革の中で行うとしています。相続税の課税強化についてどのように考えますか。

- A. ある程度の増税はやむを得ない C. わからない
B. 増税はすべきでない D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	3,832	5,032	465	137	9,736
占率	39.4%	54.5%	4.8%	1.4%	100.0%



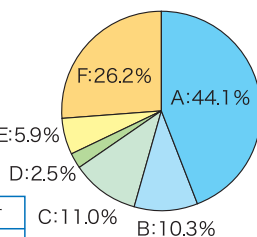
Q14

貴社における事業承継のスタンス

中小企業にとって事業承継は重要な課題ですが、貴社の事業承継の予定、スタンスについてお聞きします。

- A. 子に事業承継する D. 事業を売却する
B. 親族に事業承継する E. 事業承継はせず廃業する
C. 親族外に事業承継する F. その他（既に事業承継を行った、まだ考えていない等）

	A	B	C	D	E	F	合計
回答数	4,315	1,005	1,073	246	577	2,562	9,778
占率	44.1%	10.3%	11.0%	2.5%	5.9%	26.2%	100.0%



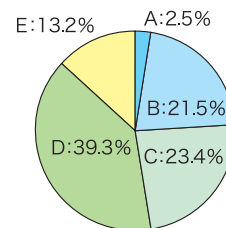
Q15

事業承継税制への対応

平成21年度に創設された「非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度」について、昨年に引き続きお聞きします。

- A. 相続税・贈与税の納税猶予制度の適用申請をすでに行った
- B. 今後、積極的に利用したいと思う
- C. 要件が厳しく利用が難しい
- D. 制度の内容がわからない
- E. その他

	A	B	C	D	E	合計
回答数	246	2,087	2,275	3,818	1,279	9,705
占 率	2.5%	21.5%	23.4%	39.3%	13.2%	100.0%



Q16

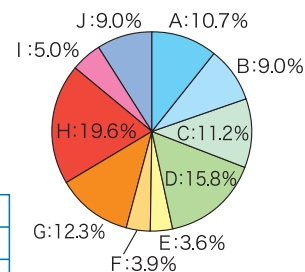
納税猶予制度における適用要件の緩和・見直し

「非上場等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度」を利用するためには、一定の要件を満たす必要がありますが、この適用要件が厳しすぎるとの指摘があります。

以下の要件のうち見直すべき事項について、優先度の高い事項2つをお答えください。

- A. 基本的に適用対象が中小企業基本法に定める中小企業に限定されていること
- B. 後継者は先代経営者の親族であること
- C. 後継者は同族関係者と合わせて発行株式の過半数を保有し、かつ同族内で筆頭株主であること
- D. 雇用の8割以上を5年間維持すること
- E. 資産管理会社等は除外されていること
- F. 特例株式のすべてを担保に供さなければならないこと
- G. 原則として、死亡時まで株式を保有しないと猶予税額が免除されないこと
- H. 事前の経済産業大臣の認定、適用後は経済産業大臣や税務署長への報告など、煩雑な手続きが必要なこと
- I. 特に見直す必要はない
- J. その他

	A	B	C	D	E	
回答数	1,747	1,469	1,833	2,584	586	
占 率	10.7%	9.0%	11.2%	15.8%	3.6%	
	F	G	H	I	J	合計
回答数	643	2,009	3,203	811	1,470	16,355
占 率	3.9%	12.3%	19.6%	5.0%	9.0%	100.0%



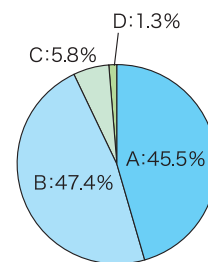
Q17

番号制度

社会保障・税の共通番号制度である「マイナンバー法案」が国会に提出されました。成立後は、納税者利便向上策や本人確認の実効性向上のための措置などの検討が行われる予定ですが、どのように考えますか。

- A. 行政手続きに利用するなど、さまざまな面で広く活用を図るべき
- B. プライバシーへの配慮など時間をかけて慎重に対応すべき
- C. わからない
- D. その他

	A	B	C	D	合計
回答数	4,393	4,582	560	124	9,659
占 率	45.5%	47.4%	5.8%	1.3%	100.0%



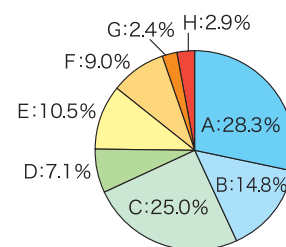
Q18

地方税の見直し

国とともに地方においても税制の見直しが今後課題になります。どのような税目の見直しが必要ですか。優先度の高い税目を2つお答えください。

- A. 地方法人二税（法人住民税、法人事業税）
- B. 個人住民税
- C. 固定資産税
- D. 都市計画税
- E. 事業所税
- F. 不動産取得税
- G. 法定外課税
- H. その他

	A	B	C	D	E	
回答数	5,154	2,687	4,561	1,295	1,096	
占 率	28.3%	14.8%	25.0%	7.1%	10.5%	
	F	G	H	合計		
回答数	1,647	432	529	18,211		
占 率	9.0%	2.4%	2.9%	100.0%		



海外研修旅行

～韓国ソウル2泊3日の旅～

10月7日(日)～9日(火)

今回は2年振りの海外研修旅行（10月7日～9日）「韓国・ソウル2泊3日の旅」を実施しました。羽田空港から約2時間20分のフライトで、ソウル金浦空港に到着。

「韓国の首都ソウル、『ソウル』というのは、固有の韓国語で『みやこ』という意味、1394年李氏朝鮮を立てた李成桂が都をここに移してから漢陽、漢城、京城、ソウルと名前を変えつつ600年間都を守ってきた。現在の人口は1,030万人弱だが、周辺の市を合わせた首都圏で考えると実に韓国全体の4分の1にあたる人口がソウルに集中している。」

ソウル金浦空港到着後（空港から市内までおよそ約40分）早速バスで、ソウル市内観光に出発、最初に訪れたのは、インサドギル（仁寺洞通り）を散策、メインストリートにはギャラリー、お土産屋さん、お茶屋さん、などの店がズラリ。次に訪れたのが韓国大統領府「青瓦台」、この近くには歴代大統領の写真等が掲げられている歴史館等を見学。次に600年の歴史を誇るソウル最古の市場、市民の台所と言われている「南大門市場」を散策、（日本でいえば、「アメ横」）



韓国大統領府「青瓦台」（テトンニョン）



「水原華城」

2日目は朝から快晴でお天気に恵まれ、ソウル郊外観光に出発、最初に世界遺産・水原華城見学、水原市の町を取り囲んだ全長5.8 kmの城で、現在も築城当時に作られた街路網が200年前の様子をとどめています。次に訪れたのは、韓国民俗村で約30万坪の背山臨水の吉相の地に位置する朝鮮時代の典型的な村を再現したテーマパークを散策しました。

最終日は朝食後、ソウル市内観光へ出発、最初に訪れたのは、世界遺産・昌徳宮で、1405年に太宗（3代王）が建てた朝鮮王朝第二の王宮を散策、次に訪れたのは、朝鮮時代の歴代王と王妃の神主を祀って祭祀を行う国家最高の宗廟を見学、午後は600年前から残る伝統家屋地区の北村韓屋村を散策、また商店が並ぶ明洞地区、ならびにロッテ免税店等で買物したあと金浦空港へ、帰国の途についた。今回は21名の参加を頂き有難うございました。



世界遺産「昌徳宮」

11/21水

〈税を考える週間 記念講演会〉
辻井いつこ氏 講演会 ～明るく、楽しく、そしてあきらめない生き方～



サンピアンかわさきで、「税を考える週間記念講演会」を開催しました。第一部は川崎南税務署の正治署長が「ただしくおさめる」と題し、税についての講演を行い、第二部はピアニスト辻井伸行氏の母、辻井いつ子氏が「辻井流子育て術」について講演をしました。「子どもの可能性を信じ、思いっきりほめ、抱きしめる。」「できない。無理。ダメと言ったネガティブな言葉は使わない。」など誰でもすぐ実践できる子育て術でありました。約200名の出席者は、子育て中の女性が多く、熱心に聞き入っていました。



10/21日・11/4日

かわさき市民祭・幸区民祭に参加

川崎南法人会では社会貢献活動の一環として10月21日に幸区民祭、11月4日にかわさき市民祭に参加出展して税のパンフレット配布、子供税金クイズ、絵はがきコンクールの応募などを行い税金の大切さやイベントなど行いました。



10/18木・19金

パソコン講習
「ワード基礎講座」
「エクセル基礎講座」



11/2金

南支部合同
日帰りバス研修旅行
川越蔵の街散策 他



11/15木

中央支部合同
日帰りバス研修旅行
箱根・富士屋ホテル 他



10/4木～10日間

初級簿記講習会

講師：橋本光志 税理士
会場：コミュニティーハウスさくら



11/14水

幸支部合同
日帰りバス研修旅行
茨城・那珂湊方面



11/28水

東支部合同
日帰りバス研修旅行
茨城・那珂湊方面



11/8 木
・9 金

女性部会 1泊研修旅行 ～ヤクルト化粧品工場見学 他～

女性部会で親睦を兼ねた1泊研修旅行を行いました。曇ひとつない秋晴れの中、川崎駅西口を9時に出発し一路鎌倉へ向いました。

鎌倉の海岸沿いを散歩しゆっくりと昼食をとり、藤沢のヤクルト湘南化粧品工場を見学しました。この工場は乳酸菌の発酵エキスが入った化粧品を製造していて、従来の工場のイメージはなく、清潔で綺麗な生産ラインの見学。肌測定や化粧品を使った美肌体験では、とても楽しく充実した時間を過ごしました。

その後、箱根湯本の吉池旅館に到着し、ゆっくりと温泉に入り庭園の散策等秋の箱根を楽しみ会員相互の親睦を行いました。



10/17 水

源泉部会 日帰りバス研修旅行
箱根・富士屋ホテル 他



11/2 金

〈第26回 全国青年の集い〉
宮崎大会

会場：シーガイアコンベンションセンター
記念講演：「夢をカタチに！新価値創造への挑戦」
～復興から未来へ。今、見せよう。日本の底力～
渡邊 美樹（ワタミグループ創業者）



11/6 火

救急救命講習会

会場：川崎消防署



10/25 木

新入会員の集い

テーマ：「税務調査のこぼれ話」
講師：川崎南税務署
法人課税第1部門
橋口 正 統括官



11/12 月

源泉部会
平成24年分年末調整等説明会

講師：川崎南税務署
法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官



11/20 火

青年部会研修会

テーマ：「ワンポイント税務研修会」
講師：川崎南税務署
法人課税第1部門
久保田 一弘 上席国税調査官



身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



今回は、交通事故で車両などの物が壊れたり、ペットが怪我や死亡した場合などに、慰謝料が認められるのかを検討していきたいと思います。

Q₁ 買ったばかりの高級外車で交通事故に遭いました。とても気に入っていた車がひどい状態になってしまったので、気分は落ち込み、加害者に慰謝料を請求したいのですが、認められますか。

A₁ 車が交通事故で損傷した場合、物の価値が失われたのですから、それを回復するための修理費の請求は認められるのですが、車の所有者の精神的慰謝料請求までは、原則として、裁判実務上認められていません。ただ、被害者の車両に対する愛情利益や精神的平穏を強く害するような特別な事情が一般人の常識に照らして認められる場合には慰謝料の請求が認められる余地はありますが（東京地裁平成元年3月24日判決）、困難な場合が多いと思われま

Q₂ 車両が霊園で墓石に対して衝突したため、墓石が倒壊し、骨壺が露出する等した場合、慰謝料を加害車両の運転手に請求できますか。

A₂ 慰謝料の請求を認めた判例があります。大阪地裁平成12年10月12日判決によると、墓地等が先祖・故人の眠る場所として、通常その所有者にとって強い敬愛追慕の念の対象となるという特殊性に鑑み、慰謝料10万円を認めました。

Q₃ 飼い犬が交通事故で死亡したり、怪我をした場合、加害車両の運転手に慰謝料請求はできますか。

A₃ 慰謝料請求はできます。慰謝料の請求を認めた判例として、犬の葬儀費用2万7000円のほか、長い間家族同然に飼ってきたことを理由に、飼い主に慰謝料5万円を認めました（東京高裁平成16年2月26日判決）。

また、ラブラドルレトリバー（購入価格6万5000円）が交通事故により、第二腰椎圧迫骨折の傷害を被り、後肢麻痺、排尿障害の症状が残った場合、治療費・入院料・車椅子制作料の合計13万6500円のほかに、飼い主夫婦に対して合計40万円の慰謝料を認めた判例もあります（名古屋高裁平成20年9月30日判決）。

相続対策は健康診断から

不動産所有者の悩みは右図のように多岐です。

これらの問題のほとんどは直ちに解決できる事は少なく、場合によって裁判等になれば費用と時間を必要とするケースもあります。

不動産の諸問題は、生活習慣病に置き換えると分かりやすいと思います。

これらの病気はそのほとんどが健康診断によって分かるケースが多いと思いますが、特に糖尿病は適切な管理をしなかった事で、手足の切断、失明、透析

という事態になったりします。糖尿病専門医「幸病院副院長」沢先生によりますと、患者数は820万人、予備軍は1,400万人居るそうで、患者さんの中でも適切な指導・管理をしていない方が200万人、600万人が何もしていないとの事。

不動産所有者の方のほとんどが何となく心配だ、何かしなくてはならないけれど、どこに相談すればいいのか、何から始めたらいいのか分からない、結局何もしていない。病状が顕著化しないときちゃんと治療しない糖尿病患者さんと同じではないでしょうか。

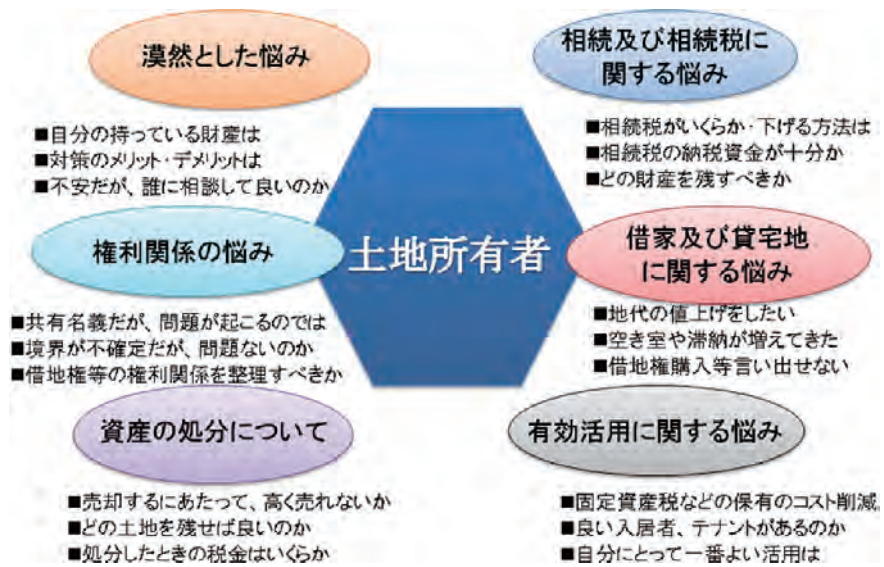
例えば、所有の土地を高く売りたいと誰しも思うわけですが、地形、間口、駅からの距離、前面道路状況により同じ30坪でも1,000万円の土地もあれば、6,000万円の土地もあります。しかし、地境の争いがあり境界確定ができなければどんな希少性のある土地でも、買い手はつきません。ましてや貸地などは、所有権価格が坪100万円でも底地価格は最高40~50万円、緊急処分なら10万円です。(相続税評価は住宅地なら路線価の4割です。)

アパート、マンションも満室でメンテナンスができており、改修履歴もあり入居者の質も高く家賃滞納者もいなければもちろん高く売ることができますが、老朽化し入居率も悪く家賃滞納者もいるとなれば、土地値段からリスク分及び建物解体費まで数百万円も差し引かれる事になります。また、相続などで安易に共有名義にしてある不動産ですと、兄弟姉妹に経済的価値観の違いや、経済状況の相違によって大きく考えが違い、意見統一が図れず、売却時期を逸してしまったり、最悪は身内間での裁判になるのです。利用計画もないままにとりあえず駐車場にされている土地は固定資産税も高く、うっかりしていると駐車代より固定資産税が持ち出しになっていることもあり、貸地の地代でも同じ事が生じているケースも多いのです。

所有不動産の健康診断をせずにいると、気がつくと、余分な脂肪(不良資産)がついたり、血(お金)のめぐりが悪く血管が詰まったり、高血圧(地境・滞納等のハイリスク)になっていたりして結果として、何かあったとき(症状が現れたとき)には優良資産から手放さなければならなくなってしまうのです。

計画的に低利用地の活用を図ったり、不良資産から売却をして優良資産に組み替える等の対応・対策をしていかなければなりません。まさしく、生活習慣病の治療と同じく健康になるためには、時間と適切な指導、強い意志がなくてはなりません。

相続対策の「もめないで分ける」、「きちんと納税できる資金の準備をする」、そして「節税する」を実行していくにはまず、被相続人が健康であって、時間をかけて資産状態を安心・安全・良好・高価値のものにしていくことが大切なのです。



～大動脈瘤の カテーテル治療～

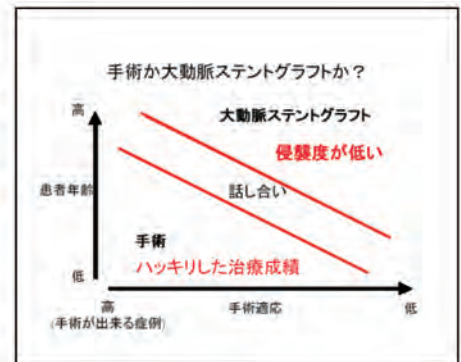


放射線 IVR 科部長
西村 潤一 医師

手術に変わる治療法として大動脈ステントグラフト留置術が行われるようになって15年が過ぎ、大動脈瘤の治療としては、外科的手術とともに一定の評価を受けられる様になったと思います。特に2008年には本邦でも大動脈ステントグラフトが市販されるに至り、その後も医療器具の進歩が続いております。短期的、中期的な効果と安全性はほぼ確立されたと考えられます。一方、手術成績にもめざましいものがあります。これは日本の外科医の技術が世界的にも高いことに由来します。

●治療効果、適応、成績

ステントに支持された人工血管を血管内部より血管壁に貼り付け、動脈瘤を覆うように留置し、動脈瘤内の血流遮断、内部の血栓化を進行させます。こうすることで、大動脈瘤に対しては破裂予防・増大抑制が、大動脈解離に対しては再解離予防・解離抑制・血流改善が治療効果として期待されます。外科手術との相違点で、**大動脈ステントグラフトの方が有利な点として、まず低侵襲であることが上げられます。**手術危険群（虚血性心疾患、腎障害、呼吸障害、開胸術後、高齢など）に対する適応範囲が広く、**入院期間も1週間から10日ほどと短くなります。**また、合併症（脊髄梗塞など）の発生頻度も少ないと言われています。一方で、治療法として根治率は外科的手術と比較して低く、効果に不確かさが残ります。**60歳以下の比較的若い症例では、長期成績が明確でないこともあって外科的手術が推奨されます。**一般的に手技的成功（目的とする位置にステントグラフトが留置できたこと）は、全国的に90%を超えます。今年はずでに122例を当院でも行っておりますが、そのすべてが手技的には成功しております。そのうちさらに60%程度症例で大動脈瘤は縮小化し、30%程度で動脈瘤は変化しない状態で維持され、増大抑制されます。



ステントグラフト留置前(血管撮影、CT)

ステントグラフト留置後

●使用するステントグラフト

5年ほど前までは日本で市販されている大動脈ステントグラフトはありませんでした。医師による自作ステントグラフトで治療しておりました。現在は、市販ステントグラフトが充実し、患者さんの大動脈の状態に合わせて私どもで選択しております。

●治療方針

当センターでは、病変の性状や患者の状態、治療成績等を川崎大動脈センター（心臓血管外科、IVR科）で十分に検討し、IVR（カテーテル治療、ここでは大動脈ステントグラフト留置術）、外科的治療の一方に偏ることなく最適な治療方法を提案するとともに、患者さんの希望にあわせて最終的な決定を行っております。IVRは、**低侵襲、低費用でかつ繰り返し行える治療法**です。この特徴を十分に実感していただけるよう心がけております。



川崎市幸区大宮町 31 番 27
044-544-4611 (代表)

新入会員のご紹介

(平成24年10月1日～平成24年11月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	日本スタンダード(株)	三谷輝夫	日進町12-17	食用油炉過材製造販売	(有)博文堂
中央	水野産業(株)	水野直美	砂子2-10-7	建設業	事務局
南	(株)ネットウェイ	伊藤省吾	貝塚1-15-4 エスタビル6F	企業向け業務アプリケーションの設計・開発	杉山産業(株)
南	(株)スキルアップ	新澤尊樹	大島5-12-1 マルミハイツ中島401	建設業	AIU保険会社
南	(株)中嶋組	中嶋直樹	鋼管通1-17-1	建設業	AIU保険会社
南	富田興業(株)	富田豊	桜本1-19-16 ヌゾン河原202	建設業	AIU保険会社
東	友信興業(株)	工藤友浩	塩浜1-3-10 ぐうしおはま103	建設業	AIU保険会社
幸	(有)エムアンドエムインタープライズ	山川信雄	鹿島田1-4-1 福岡ビル102	不動産業	アメリカンファミリー
幸	ITソリューションズ(株)	伊藤弘志	中幸町3-18 小竹ビル6F	不動産鑑定業、不動産業	(有)ボンズシステム
幸	(有)川合精米店	川合ヤス子	中幸町4-26-1	精米店	大同生命保険(株)
幸	(有)樹来	市川スマ子	小倉1-1 D-707	保険代理店	(有)川崎氷販売

川崎南法人会 主要事業予定

25年 1月

11日(金)

●青年部会 新年賀詞交換会

会場：川崎市産業振興会館
時間：17:30～

15日(火)

●第5回 広報委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：11:00～12:00

17日(木)

●新年賀詞交換会

会場：川崎日航ホテル
時間：17:30～ 会費4,000円

18日(金)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市教育文化会館
時間：13:30～16:00

21日(月)～5日間

●確定申告書の書き方研修会

講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
久保田 一弘 上席国税調査官
会場：川崎信用金庫 本店
時間：13:30～16:00 会費：3,800円

23日(水)

●女性部会 わくわく租税教室

会場：川崎市立殿町小学校
時間：14:00～15:00

28日(月)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市教育文化会館
時間：13:30～16:00

29日(火)

●源泉部会 研修会

テーマ：「高齢者等の雇用に関する法律の一部訂正」
講師：特定社会保険労務士
佐野 好夫 先生
会場：川崎市教育文化会館
時間：14:00～16:00

2月

8日(金)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市教育文化会館
時間：13:30～16:00

13日(水)

●源泉部会 研修会

テーマ：「退職所得の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官
会場：川崎市教育文化会館
時間：14:00～16:00



生活習慣病健診のお知らせ...

平成25年 法人会春の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：平成25年 3月6日(水)・7日(木)2日間 (受付時間9:30～11:00)

場 所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。

まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時

1月の相談日／15日(火)、22日(火)、

2月の相談日／5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)